

会 則

2002年2月7日 制定
2003年10月23日 改定
2009年11月14日 改定
2012年1月1日 再制定
2012年11月10日 改定

第1条 名称

本会は、美味技術学会と称する。

第2条 目的

本会は、農産物を始めとする食品全般の美味しさに関する研究を学術的な立場から推進し、既存技術の発展と新規技術の開発に貢献していくことを目的とする。

第3条 事業

本会は次の事業を行う。

1. 学会誌の発行。
2. 研究発表会、講演会、セミナー、国際会議等の開催。
3. 会員相互の研究および技術の交流と協力。
4. 研究に係わる情報の収集・提供。
5. 美味しさに関する技術情報の発信と提供。
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第4条 役員

本会は次の役員をおき、役員会を構成する。

1. 会長1名、副会長3名以内、代表幹事1名、幹事若干名、監事若干名。
2. 役員の任期は2年とし、改選年度の総会から翌々年の総会までとする。また、再任を妨げない。
3. 役員が任期途中で退任した場合、役員会の決議により補充者を選任できる。この場合の補充者の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 役員を選任

1. 役員は別に定める役員選出規程により会員より選び、総会において定める。
2. 会長および監事は、役員の内選によって選出する。

第6条 役員の職務

役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のあるときはその職務を代行する。
3. 役員会は会務を決定する。

4. 役員は会長による会務の執行を補佐する。
5. 監事は本会の会計及び会務を監査する。

第7条 事務局

1. 本会の事務を処理するために事務局を置く。事務局長は会長が任命する。
2. 本会の事務局は会長の指定するところに置く。

第8条 会議

1. 本会の会議は総会および役員会とする。
2. 総会は会員をもって構成する。
3. 総会および役員会は会長が招集する。総会および役員会の議長は会長がこれにあたる。

第9条 決議事項

次の事項は総会の決議を必要とする。

1. 事業計画および収支決算の承認。
2. 会則の改訂。

第10条 議事

1. 総会は会員の出席者数に関係なく議事を開くことができる。
2. 会員は代理人をもって総会の議事に参加できる。
3. 議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第11条 会員

1. 本会の会員は、正会員、学生会員、法人会員、名誉会員、購読会員とする。
2. 正会員は、本会の目的に賛同し、各界での学識経験を有する者とする。
3. 学生会員は、選挙権・被選挙権を除き、正会員に準ずる資格を有し、学籍を有するものとする。
4. 法人会員は、本会の目的に賛同し、これに協力する法人とする。
5. 名誉会員は、本会の発展に多大な功労があった者で、役員会において推薦され、総会の承認を受けた者とする。

6. 購読会員は、本会の会誌を購読する団体または機関とする。
7. 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出する。

第12条 会員資格取り消し

1. 本会の名誉を傷つけたと認められるものは除籍する。
2. 会費の支払いを怠り、あるいは支払い請求に応答のない者は資格を取り消す。なお、会費を支払うことにより資格は復活する。

第13条 会費

会費は次のとおりとする。

1. 正会員 年額 3,000 円
2. 学生会員 年額 1,500 円
3. 法人会員 年額 30,000 円以上とする。
4. 名誉会員 会費を納める必要はない。
5. 購読会員 年額 5,000 円
6. 一度納入した会費は特別の事情がない限り返還しない。

第14条 法人会員の種類と登録可能人数

法人会員は納入する会費の金額によって、下記の4種類を設ける。

1. 法人会員 A：年額会費 2,000,000 円（登録正会員数 30 名以内）
2. 法人会員 B：年額会費 1,000,000 円（登録正会員数 20 名以内）
3. 法人会員 C：年額会費 150,000 円（登録正会員数 10 名以内）

4. 法人会員 D：年額会費 30,000 円（登録正会員数 5 名以内）

第15条 会員の特典

会員は会員種類によって、次の特典が受けられる。

1. 学会誌の無料配布。
2. 本会主催の研究発表会・講演会・セミナーの参加費の会員割引。
3. その他本会の主催行事への参加優待。
4. (正会員) 研究助成への応募。
5. (法人会員) 技術に関する情報提供と助言および登録正会員数分の学会誌の無料配布。
6. (法人会員) 法人会員 A 及び法人会員 B の幹事会への出席権。

第16条 会計

1. 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。
2. 本会の会計業務は、事務局長が行う。
3. 会計年度は11月1日から翌年10月31日までとする。

附 則

1. 本会則は、「美味技術研究会」から「美味技術学会」への改称に伴い再制定したものであり、2012年1月1日より施行する。
2. 本会事務局の所在地あるいは本会に関する問合せ窓口は、下記のとおりとする。

〒739-8602 東広島市西条西本町 2-30

Tel&Fax：082-424-5364

e-mail：bimi@nifty.com